

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について

公示日 平成27年 4月 1日

旭市告示第59号

〔改正〕

平成27年 5月 1日 旭市告示第 96号

令和 6年 8月 1日 旭市告示第108号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

なお、関係図面は環境課において閲覧に供する。

時間区分	昼間	朝・夕	夜間
区域区分	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで	午後10時から翌朝の午前6時まで
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

- 1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉

法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域及び第2種住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域	工業専用地域

備考

第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域とは、平成27年4月1日現在において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。